

緊急店舗賃借料補助金について(よくある質問 Q&A)

(8月31日更新)

1. 個人事業主、フリーランスは含まれますか？

国の持続化給付金及び家賃支援給付金と同じく、個人事業主、フリーランスの方も含まれます。(8月31日追記)

2. 本社が市外にある場合、補助金の対象となりますか？

本社が市外であっても、事業所が志木市内にあれば、対象となります。

3. 本社が市内にある場合、借り上げている店舗、事務所、駐車場等が市外の場合は補助対象となりますか？

借り上げている賃借物件が市外の場合は、補助対象となりません。

4. 店舗以外の事務所、倉庫、駐車場も対象となりますか？

店舗以外の事務所、倉庫、駐車場、資材置き場等も対象となります。

5. 複数の賃貸物件を借り上げて事業を行っている場合、借り上げているすべての物件に係る賃借料が補助対象となりますか？

補助対象となりますが、1事業者の支払うべき1月あたりの賃料の総額が補助対象となります。(賃料総額の1/4で10万円が上限)

6. 管理費や共益費、敷金、礼金等の諸経費は補助の対象になりますか？

管理費や共益費、敷金、礼金等の諸経費は補助の対象となりません。

7. 要件となる国の持続化給付金または家賃支援給付金が給付されてからでなければ申請できないのですか？

国の持続化給付金または家賃支援給付金の給付決定通知書等、いずれかの給付されることがわかるものがあれば、申請できます。(8月31日追記)

8. 申請の期限はいつまでですか？

令和2年12月28日の郵送必着です。

9. 申請から交付までどれぐらいかかりますか？

申請書の内容と添付書類に問題がなければ、申請から10日程度で交付します。

10. 申請はどのような方法で行うのですか？

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、原則郵送でお願いします。

11. 申請の方法について相談したいのですが。

電話にて相談を承ります。また、個別のご相談につきましては予約制で相談を承ります。電話048(473)1111 内線2173・2174

12. 開業から間もない事業者は対象となりますか？

国の持続化給付金の交付がされる事業者が対象となります。
2020年6月29日より、2020年1月から3月の間に創業した事業者も持続化給付金の対象となりました。従って、この間に創業した事業者も対象となります(7月31日追記)。

13. 大家さんから家賃の減額を受けた場合はどうなりますか？

貸主から家賃の減額を受けた場合は、減額後の家賃が補助対象となります。従って、減額された家賃を証する書類または貸主借主双方が署名押印した賃借料減額について合意したことを証する書類を添付して申請してください。

14. 自宅兼事務所を賃借している場合は対象となりますか？

事務所と自宅を一体で賃貸借契約している場合は、事業に要する部分の賃借料が補助対象となります。従って、当該物件に係る家賃に事業に係る面積を按分して申請してください。

14. 何月分の賃料が対象となりますか？1月分に満たない賃料は日割計算するのでしょうか？

対象となる賃料は、緊急事態宣言が発せられている期間が属する月に支払うべき家賃となります。1月に満たない賃料について日割計算は必要ありません。

15. 市内に店舗が2つ以上ある場合はどのように申請したらよいですか？

1つの法人で複数の店舗分をまとめて申請してください。同一の法人でそれぞれの店舗ごとに申請があったことが確認できる場合は、交付済みの補助金の一部又は全部を返還いただく場合があります。

16. 事業地が市外にある場合で、市内の駐車場や倉庫を借り上げている場合、対象となりますか？

事業地が市内にあることが前提となります。従ってお尋ねの件については対象なりません。

17. 現在、志木市空き店舗等活用事業補助金を受けて事業を行っていますが、持続化給付金の給付を受けた場合は、今回の補助対象となりますか？

緊急店舗賃借料補助金の対象にはなりますが、本来の賃借料から空き店舗等活用事業補助金の額を控除した額が対象となります。

18. 国の家賃支援給付金を受けた場合、市の緊急店舗賃借料補助金を受けることはできますか？

国の家賃支援給付金を受けた場合でも、志木市の緊急店舗賃借料補助金の交付を

受けることができます。また、その際は、対象家賃から家賃支援給付金の額を差し引く必要はありません。

19. 国の持続化給付金の給付は受けていませんが、家賃支援給付金を受けています。この場合、補助金の対象となりますか。

9月1日から志木市緊急店舗賃借料の交付要件に、国の家賃支援給付金を受ける者が追加されましたので、お尋ねの場合では、対象となります。

20. 国の持続化給付金と家賃支援給付金の両方の給付を受けています。申請の際には、両方の給付決定通知を添付する必要がありますか。

持続化給付金、家賃支援給付金のいずれか一方の添付で構いません。

21. 家賃支援給付金の給付を受けている場合、補助対象となる家賃は何月分の家賃になりますか。

国の持続化給付金の支給を受ける者、家賃支援給付金の支給を受ける者ともに、売上げの減少時期とは関係なく、緊急事態宣言が実施された4月および5月分の家賃が対象となります。